

都市計画 大川町産業団地地区地区計画を次のように決定する。

名 称		大川町産業団地地区地区計画
位 置		川崎市川崎区大川町
面 積		約 13.4 ha
地区計画の目標		本地区は、昭和60年代に既成市街地の住工混在問題の解消及び中小企業の集積・操業の安定による臨海部の活性化を目的として分譲・形成された産業団地であり、現在、60余の事業所が経済活動を行っている。 そのような中、平成元年5月に全区画の分譲が完了してから30年が経過し、今後の操業環境維持に向けた課題も散見してきている。 そのため、本計画により適正かつ合理的な土地利用を図り、当団地に立地する多種多様な事業所の安全かつ安定した操業環境を維持・保全することを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区は、多種多様な異業種の企業が立地する産業団地地区として、立地企業の操業環境を維持し、活力ある産業拠点として周辺環境と調和した土地利用を実現するため、土地利用の方針を次のように定める。 (1) 製造業及び卸売業等による土地利用を主体としながら、多様な業種が安心かつ安定して活動できる環境を維持する。 (2) 既存の交通インフラに配慮し、良好な操業環境に支障をきたすおそれのある土地利用を制限する。 (3) 良好な操業環境のため、緑ある環境の維持保全に努める。
	建築物等の整備の方針	製造業及び卸売業等の操業環境の維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限について定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 神社、寺院、教会等 (2) 公衆浴場 (3) 自動車教習所 (4) 畜舎(床面積が15㎡以下のものを除く) (5) カラオケボックス等